

社会的養護下の子どもへの
リービングケアとアフターケアの課題と展望
：アフターケア事業所へのインタビュー調査からの示唆
Issues and Prospects of Leaving Care and Aftercare for Children in Alternative Care
：Insights from Interviews with Aftercare Service Providers

北海道医療大学 片山 寛信
札幌市教育委員会スクールソーシャルワーカー 田村 志帆

要旨

児童養護施設等を措置解除された後の生活においては、様々な困難に直面することが明らかになっている。このような措置解除後の困難に対しては、アフターケアとして出身施設等が支援を実施している。近年、地域にあるアフターケア事業所が、社会的養護自立支援事業などを受託し支援の選択肢が拡がりつつある。一方、アフターケアで必要な支援は、施設等の措置中に実施するリービングケアにおける支援不足であることも考えられる。本研究は、6自治体のアフターケア事業所の相談員にインタビューを実施し、ケアリーバーの支援ニーズを踏まえた、施設等で必要なリービングケアについて示唆を得ることを目的とした。

ケアリーバーは、＜社会生活の不安定さ＞や＜生育歴に関する苦労＞を抱えつつ、＜援助要請行動の低さ＞があり、社会生活の中で困りごとや漠然とした不安を相談できず、プレッシャーを抱えて生活していることがわかった。施設等が実施するリービングケアにおいて必要な支援は、措置解除後の社会生活において、安定した生活を営めるよう、＜社会生活に必要なスキル＞が必要であることが挙げられた。一方で、措置中にすべてのスキルを身につけることは、当然できない。そのため、＜援助要請行動の最適化＞が必要である。これらの支援には、＜多職種連携＞が必要であり、スムーズな支援のために、＜アセスメントに基づいた自立支援＞が必要であることが示唆された。

キーワード：リービングケア・アフターケア・社会的養護・児童養護施設・アフターケア事業所

I. はじめに

児童養護施設や里親・ファミリーホームなどの社会的養護では、児童虐待などを理由に親子分離を必要とされた子どもが生活をしている。児童養護施設に入所している子どもの95.4%、里親委託されている子どもの86.1%、ファミリーホームに委託されている子どもの89.7%に、両親またはひとり親が存在している（こども家庭庁2024）。措置期間中には、家族再統合支援が実施されるが、「保護者のもとへ復帰

できる見込みとされているのは、児童養護施設で26.1%、里親で11.8%、ファミリーホームで18.1%（こども家庭庁2024）である。この背景には、「入所児童の45.6%、とくに被虐待経験のある入所児童の68.8%の親にメンタルヘルスの問題」（松宮・井上2014）があり、保護者自身も貧困状態や、障がいを持っている（堀場2005）とされている。社会的養護を措置解除された者（以下、ケアリーバー）へのインタビュー調査では、家族からの金の無心や、児童養護施設入所時に貯金をした金銭の搾取、虐待加害者から

の関わりの強要など(片山 2018)があったとされている。つまり、社会的養護環境下で生活をしている子どもには、親が存在していたとしても、親も困難を抱えていることや、状況によっては新たな被害に遭う可能性も示唆されている。満 16 歳以上の個人を対象とした調査では、困った時に頼れる存在として、「家族・親族」が 95.8%となっている(内閣官房孤独・孤立対策担当室 2024)。一方で、社会的養護を措置解除された者(以下、ケアリーバー)が、困ったことがあったときの相談相手では親を選択する者は 20%であり(三菱 UFJ リサーチ&コンサル 2021)、このことからケアリーバーが、親を頼りにする難しさが伺える。

措置解除後の生活においては、職場の対人関係のトラブルや、経験不足を要因とした様々なアクシデント、被虐待経験など多様な困難に直面することが明らかになっている(三菱 UFJ リサーチ&コンサル 2021)。このような措置解除後の困難に対しては、アフターケアとして出身施設等が支援を行う。しかし、アフターケアを実施する児童養護施設等においては、ケアリーバーに必要な支援内容の複雑化や、施設職員の不足などの困難が先行研究で明らかにされている(伊藤 2011;宮田・田中 2013;櫻谷 2014)。また、ケアリーバーも出身施設等に対し相談をしたい気持ちを持ちつつ、出身施設の職員の多忙さや、措置解除後の施設体制の変化による疎外感などから、相談のしづらさがあることが示唆されている(片山 2018)。このことからケアリーバーは、社会的孤立に陥りやすい状況で生活を送っていることが考えられる。

このような状況を受け、「里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて 18 歳(措置延長の場合は 20 歳)到達後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助」(こども家庭庁 2023)する社会的養護自立支援事業が展開され、複数ある支援の一部はアフターケア事業所などに委託され実施されている。ただし、この事業を導入している地域と、導入していない地域があるなど地域差がある。

そこで本研究は、アフターケア事業所の相談員に

インタビューを実施し、ケアリーバーの支援ニーズを踏まえた、児童養護施設等で必要なリービングケアについて示唆を得ることを目的とする。

II. 方法

1. 研究対象者

本研究では、『アフターケア事業全国ネットワーク えんじゅ』のホームページに紹介されているアフターケア事業所の中から、社会的養護自立支援事業を自治体から受託していることを明記し、かつ「退所前からの支援」を実施している事業所に連絡をした。研究についてのインフォームドコンセントを実施。同意が得られた事業所において、管理者が指定した者を研究対象者とした。また研究対象者より紹介を受けた、E 事業所も研究対象とした。この事業所は支援者自身もケアリーバーであり、「退所前からの支援」を実施している事業所である。最終的に 6 自治体の事業所にインタビューが実施できた。

2. 調査実施期間

インタビューは 2021 年 5 月から 2021 年 12 月で実施した。

3. データ収集方法

インタビューは、研究対象者が実施している支援内容の語りが進められるよう、半構造化面接で実施した。インタビュー時間は、56 分から 66 分であった。

主なインタビュー項目は、主観的に感じるアフターケアにおける措置解除者(ケアリーバー)の支援ニーズと、支援ニーズから考える、施設等が実施するリービングケアにおいて必要な支援である。

インタビューは、研究対象者の同意を得て、IC レコーダー(V-873 OLYMPUS)に録音をし、録音されたデータから分析に用いる逐語録を作成し分析用データとした。

4. 倫理的配慮

研究対象者の安全と人権を最優先するため、十分な配慮と注意を払った。研究対象者には、文章及び口頭で研究目的、インタビューの方法、データの取り扱い、個人情報管理保護、研究同意の撤回方法などを説明。同意が得られた方を対象とし同意書に署名を

得た。

本研究は、北海道医療大学看護福祉学研究科倫理審査委員会の承認（21N012011）を得て実施した。

5. 分析方法

得られたデータは、佐藤（2008）の事例・コード・マトリックスの手法を参考として分析を行った。具体的な手順は次のとおりである。分析には、MAXQDA Analytics Pro 2020 を使用した。①インタビューの音声データを何度も聞き込み、設問ごとの回答について逐語録を作成した。完成した逐語録に誤りがないか、音声データを聞き直し確認をした。②作成した逐語録を何度も読み返し、複数の研究者でコーディングを行なった。③コーディングしたセグメントを要約（サマリー）した。サマリー作成の際は、元の意味が変化していないか、複数の研究者で何度も確認しながらすすめた。④サマリーをカテゴリー分類し、マトリックス表に整理し、時間をおいて何度も見直し分析を行なった。

分析過程では、可能な限り妥当性・信頼性を確保するために、質的研究の経験がある複数の研究者、社会的養護経験者に対する支援経験のある専門資格を持つ者と検討した。

III. 結果

1. 基本情報

アフターケア事業の開始年度は、2008 年度からが最も早かった。年齢は35 歳から53 歳だった。性別は女性1 名、男性が5 名だった。E 事業所以外、他の事業所で継続支援計画の作成が実施されていた（表1）。

表1 デモグラフィックデータ

事業所	アフターケア事業の開始年	立地	年齢	戸籍上の性別	継続支援計画の立案
A	2018	都道府県	43	男性	○
B	2019	政令指定都市	52	女性	○
C	2018	都道府県	53	男性	○
D	2016	都道府県	35	男性	○
E	2008	政令指定都市	35	男性	-
F	2014	都道府県	41	男性	○

2. インタビュー結果

分析をした結果について、以下設問ごとに記す。なお、コードを【 】, カテゴリーを< >, サマリーを「 」で示す。

1) ケアラーバーの支援ニーズ

ここでいう支援ニーズとは、支援コーディネーターがアフターケアで関わるケアラーバーが抱える苦労や困難を指す。10 のコードが3 のカテゴリーに収斂された。

ケアラーバーは、生活の場、就労、金銭や契約など全般的に、<社会生活の不安定さ>を抱えている。さらに他にも、自分自身の生き立ちに関する不安、家族との関わり方などといった<生育歴に関する苦労>を抱えていることが示された。

一方で、ケアラーバーの<援助要請行動の低さ>が挙げられ、社会生活の中で困りごとや漠然とした不安を相談できず、プレッシャーを抱えて生活していることが挙げられた。

① <社会生活の不安定さ>（表2-1）

5 つのコードが<社会生活の不安定さ>に収斂された。

【金銭・契約トラブル】は、「年齢問わず金銭トラブルが発生している」状況である。「安易な契約をしまい、お金が返せなくなる」ことや「家賃滞納が多い」と示された。「金銭を管理した経験がなく、措置解除時にあった多額の貯金を短期間で無くしてしまう」ことや、「計画的に使用すること、貯金をすることが難しい」ことがあり、「金銭トラブルが深刻化している」場合もある。さらに、契約に関するトラブルは、本人自身のものだけではなく、「親の借金の影響を受け、本人が債務者になっている」場合もあることが挙げられた。

【契約に関わる保証人】がおらず、「誰に頼っていいのかわからない」ことから、「手続きが滞る」ことや、「引越しに苦労」がある。「親に頼りたくないのに、保証人になってくれる存在がいがないため、親に頼らざるを得ない」ことがあり、「それが非常に辛い」と感じているケアラーバーもいることが挙げられた。このような状況は、【住居確保の困難さ】にもつながっていく。

表2-1 ケアリーバーの支援ニーズ

カテゴリー	コード	サマリー
社会生活の不安定さ	【金銭・契約トラブル】	「親の借金の影響を受け、本人が債務者になっている」(A) 「金銭を管理した経験がなく、措置解除時にあった多額の貯金を短期間で無くしてしまう」(C)「計画的に使用すること、貯金をすることが難しい」(C)「金銭トラブルが深刻化している」(C)
		「年齢問わず金銭トラブルが発生している」(E)「安易な契約をしてしまい、お金が返せなくなる」(E)「家賃滞納が多い」(E)
	【契約に関わる保証人】	「親に頼りたくないのに、保証人になってくれる存在がないため、親に頼らざるを得ない」(A)「それが非常に辛い」
		「誰に頼っていいのかわからない」(B) 「引越に苦労」(B)
		「手続きが滞る」(E)
	【住居確保の困難さ】	「住宅確保が難しい」(F)
	【不安定な就労】	「友人同士で相談をして、安易な転職を繰り返しがち」(C) 「就労が安定せず」(E)「自分の特性を抑えられていない」(E)「転退職を繰り返し」(E)
生育歴に関する苦勞	【生活保護受給】	「転職を繰り返し」(E)
	【生い立ちの整理不足】	「入所理由などが知らされておらず、知りたい気持ちと、知った時の不安とのジレンマに陥っている」(A)
		「生い立ちの整理ができていない」(B)「25歳までは情報公開されているが、それ以降は本人が自分の出自をたどり寄せる術がなくなってしまう可能性」(B)
	【家族との向き合い方】	「家族再統合支援ができていないまま」(B)「関係調整が不十分なままの措置解除で、不調になることがある」(B)「親からの過干渉や虐待再燃を疑うケースもある」(B)

さらに、「就労が安定せず」、「友人同士で相談をして、安易な転職を繰り返しがち」になるなど、【不安定な就労】といった苦勞がある。また、ケアリーバーが「自分の特性を抑えられていない」こともある。このような背景から「転退職を繰り返し」結果として【生活保護受給】が必要になる場合もあることが挙げられた。

② <生育歴に関する苦勞> (表2-1)

2つのコードが<生育歴に関する苦勞>に収斂された。

措置中充分に「生い立ちの整理ができていない」

ことがあり、「入所理由などが知らされておらず、知りたい気持ちと、知った時の不安とのジレンマに陥っている」。児童相談所の記録は、「25歳までは情報公開されているがそれ以降は、本人が自分の出自をたどり寄せる術がなくなってしまう可能性」があるなど【生い立ちの整理不足】が挙げられている。

また、「家族再統合支援ができていないまま」や、「関係調整が不十分なままの措置解除で、不調になることがある」など【家族との向き合い方】への苦勞が示された。中には「親からの過干渉や虐待再燃を疑うケースもある」状況が挙げられた。

表2-2 ケアラーの支援ニーズ

ハ 援 助 要 請 行 動 の 低 さ V	【漠然とした不安とプレッシャー】	「言語化できない漠然としたプレッシャーと戦っている不安」(A)
		「漠然として不安を抱えて日々過ごしている、身体が凝り固まっている」(F)
	【変化する多様なニーズ】	「時期によって支援ニーズは変わってくる」(E)
	【相談をする力の弱さ】	「苦労が予想される場合でも、本人はその自覚がなく、自分ができる、やっと自由になれるという認識」(A)「相談ができる人から離れる関係になってしまう」(A)
		「援助要請の力と繋がる力弱い」(B)「措置解除後連絡が途絶える人が多い」(B)「施設にも外部の人間とも持てず繋がりが持てず、不幸なことに繋がるケースもある」(B)「繋がる力、相談する力は必要」(B)
		「困っていることを、言語化できない」(C)「寂しさを感じているが、自分がどうしたいのかが言語化できない」(C)
		「出身施設の職員に対し付度をし、相談をしないている」(D)「出身施設の職員には困っていることを言えない」(D)「進学した人ほど、困ったことを切り出せない人が多い」(D)
		「本人は『できる』と話をするが、実際はできないことが多く、できていないことを伝えると、不全感を示す」(E)
	【相談できる存在の不在】	「失敗した時にどのように立ち回り、誰に相談ができるのかわからない」(A)
		「措置中は、措置解除後にどのような困難があるのか想像の幅が少なく、誰に頼ればいいのかのイメージも持てない」(B)「困った時に援助に繋がれることが必要」(B)
	「孤独を感じないように、繋がれる場所」(C)「失敗や困った時に、適切な助言ができる相談場所が必要」(C)	
	「施設職員でも、学校の教員でも、アフターケア事業所でも様々で良い」(D)「本人が相談したい時に相談できる存在が必要」(D)「相談できる時間に配慮が必要。9時から17時では相談に繋がりにくい」(D)	
	「安心して失敗できる。失敗をした時に相談ができる場所が保障されて」(F)「頑張っていると認められる存在」(F)	

③ <援助要請行動の低さ> (表2-2)

4つのコードが<援助要請行動の低さ>に収斂された。

ケアラーは「漠然とした不安を抱えて日々を過ごしている。身体が凝り固まっている」ことや「言語化できない漠然としたプレッシャーと戦っている不安」といった、【漠然とした不安とプレッシャー】の中で、社会生活を営んでいる。

ケアラーには、時期によって【変化する多様

なニーズ】があるため、伴走的な関わりが必要となる一方で、【相談をする力の弱さ】が示されている。「出身施設の職員に対し付度し、相談をしないている」、「出身施設の職員には困っていることを言えない」といった状況があり、「進学した人ほど、困ったことを切り出せない人が多い」とも示されている。

さらに、「困っていることを、言語化できない」、「寂しさを感じているが、自分がどうしたいのかが言語化できない」といった、自分の困難を言語化できない

場合もある。さらに、「本人は『できる』と話をしたが、実際はできないことが多く、できていないことを伝えると、不全感を示す」といったように、「苦労が予想される場合でも、本人はその自覚がなく、自分是可以する。やっと自由になれるという認識」があるなど、他者からの指摘に敏感になることがあり、「相談ができる人から離れる関係」になってしまう。「援助養成の力と繋がる力が弱い」ことや、「措置解除後連絡が途絶える人が多い」状況で、「施設にも外部の人間とも繋がりが持てず、不幸なことに繋がるケースもある」そのため、「繋がる力、相談する力は必要」であることが挙げられた。

ケアリーバー本人の相談をする力の弱さだけでなく、【相談できる存在の不在】も示された。相談をする力の弱いケアリーバーにとって、「安心して失敗できる。失敗をした時に相談ができる場所が保証されて」おらず、「頑張っていると認められる存在」がない。そのため、「失敗した時にどのように立ち回り、誰に相談ができるのかわからない」状況に陥る。

「孤独を感じないよう、繋がれる場所」や、「失敗や困った時に、適切な助言ができる相談場所が必要」であることが示された。

「措置中は、措置解除後にどのような困難があるのか想像の幅が少なく、誰に頼ればいいのかのイメージも持てない」本人が、「困った時に援助に繋がることが必要」であり、その存在は、「施設職員でも、学校の教員でも、アフターケア事業所でも様々で良い」ことが示された。「本人が相談したい時に相談できる存在が必要」なため、「相談できる時間に配慮が必要。9時から17時では相談に繋がりにくい」ことが挙げられた。

2) 施設等が実施するリービングケアにおいて必要な支援

12のコードが4のカテゴリーに収斂された。

アフターケアにおけるケアリーバーの支援ニーズを踏まえ、施設等が実施するリービングケアにおいて必要な支援として、＜アセスメントに基づいた自立支援＞が必要であることが挙げられた。また、措置解除後の社会生活において、安定した生活を営めるよう、＜社会生活に必要なスキル＞が必要であるこ

とが挙げられた。一方で、措置中にすべてのスキルを身につけることは、当然できない。そのため、＜援助要請行動の最適化＞が必要である。＜援助要請行動の最適化＞は、施設等だけで対応していくのではなく、＜多職種連携＞が必要であることが挙げられた。

① ＜アセスメントに基づいた自立支援＞(表3-1)

4つのコードが＜アセスメントに基づいた自立支援＞に収斂された。

ケアリーバーとの関わりを通し、【生い立ちの整理、本人特性の理解】が必要である。「措置解除後の家族との関わりには、本人のアイデンティティが関わってくる。」生い立ちの整理で「全てが解決はしないが、その人なりに収まることできる。」「なぜ施設に措置されたのか、家族の事情がどのような状況だったのか、理解できる範囲で伝えることが大切」である。また、「ライフストーリーワークを日々の中で積み重ねていく機会が必要」であり、これは「小規模化をしたとしても組み立ていくことが必要」で、【リービングケアの一定の標準化】が求められる。

また、家族との向き合い方の支援が必要であり、【広義の家族再統合支援】として、「児童相談所と施設とで役割分担の上対応する必要」がある。

これらを措置中に進めていくためには、「ことが起こってからのアフターケアではなく、予防的な支援が必要」であること、また「施設ごとに差が大きくなる」支援内容の改善や、「想い先行の支援から、標準化された支援へ転換」する、【退所後を見越した計画的な支援】が必要である。「小規模化され、日々の生活の良さはあるが、その前後の見立てが宙に浮いている。先を見据えたアセスメントが必要」であり、「施設における自立支援の目標を、18歳までではなく、それ以降の見立てが必要」とされた。

② ＜社会生活に必要なスキル＞(表3-1)

3つのコードが＜社会生活に必要なスキル＞に収斂された。

【生活スキル】を習得する支援が必要である。「ゴミの分別ができない結果、ゴミ屋敷になる」ことが少なくなく、「ゴミ出しに関するルールを教える必要」がある。また、「鍵をかける文化がないまま社会生活となって」いる。施設生活が安心できる環境だったか

表3-1 施設等が実施するリービングケアにおいて必要な支援

カテゴリー	コード	サマリー
ハ ア セ ス メ ン ト に 基 づ いた 自立 支援 ヴ	【生い立ちの整理, 本人の特性の理解】	「ライフストーリーワークを日々の中で積み重ねていく機会が必要」(B)「小規模化しても組み立てていくことが必要」(B)
		「措置解除後の家族との関わりには, 本人のアイデンティティが関わってくる」(C)「全てが解決はしないが, その人なりに収まることができる」(C)「なぜ施設に措置されたのか, 家族の事情がどのような状況だったのか, 理解できる範囲で伝えることが大切」(C)
	【広義の家族再統合支援】	「児童相談所と施設とで役割分担の上対応する必要」(B)
	【退所後を見越した計画的な支援】	「小規模化され, 日々の生活の良さはあるが, その前後の見立てが宙に浮いている, 先を見据えたアセスメントが必要」(B)
		「施設における自立支援の目標を, 18歳までではなく, それ以降の見立てが必要」(F)
	【リービングケアの一定の標準化】	「施設ごとに差が大きすぎる」(A) 「ことが起こってからのアフターケアではなく, 予防的な支援が必要」(C)
		「想い先行の支援から, 標準化された支援への転換」(F)
	【生活スキル】	「ゴミ出しに関するルールを教える必要がある」(A) 「生活の中で具体的に伝えられる, 見せられる, 参加できることがいい」(B) 「ゴミの分別が出来ない結果, ゴミ屋敷になる」「鍵をかける文化がないまま社会生活となって」(C)「警戒心がない」(C)「カップラーメンの残りをシンクにそのまま流し続け, アクシデントになること」(C)「ゴミの分別や料理などは小規模出身の人はスキルがある」(C)「買い物も, どこのお店が安いかなどの比較は, 小規模出身の人は意識が高い」(C)「実際に身近で見る経験が必要」(C)
	【行政制度・契約に関する知識】	「年金や保険の手続きについて, その仕組みを教えておく必要がある」(A) 「光熱費の手続きや支払いなどわからないまま, そのままにしていることもある」(B) 「食事は作ることが出来なくても, 購入することができるが, 大きな契約を取ってしまうと解約が難しいこともある」(E) 「契約に関するルールを教えることが大事」(E)
	【金銭管理】	「1人暮らしをした時の金銭のイメージをつける必要がある」(A) 「貯金を持って措置解除されるが, 数ヶ月でなくなる」(B) 「難しいと思うが, 金銭を自分で管理する力を措置解除前につける必要」(C)

ハ
 社
 会
 生
 活
 に
 必
 要
 な
 ス
 キ
 ル
 ヴ

らか、「警戒心がない」まま社会生活を営んでいる。「カップラーメンの残りをシンクにそのまま流し続け、アクシデントになること」もある。小規模の施設で育ったケアリーバーは、「生活の中で具体的に伝えられる、見せられる、参加できることがいい」とされ、「ゴミの分別や料理などは小規模出身の人はスキルがある」、「買い物も、どこのお店が安いかなどの比較は、小規模出身の人は意識が高い」ことが示され、「実際に身近でみる経験が必要」であることが挙げられた。

【行政制度・契約に関する知識】を身につける支援が必要である。「光熱費の手続きや支払いなどわからないまま、そのままにしていることもある」状況。「食事は作ることができなくても、購入することができるが、大きな契約をとってしまうと解約が難しいこともある」ことから、「契約に関するルールを教えることが大事」であるとされた。年金や保険に未加入のまま生活をしているケースも少なくなく、「年金や保険の手続きについて、その仕組みを教える必要がある」ことが挙げられた。

【金銭管理】の経験が必要である。「難しいとは思いますが、金銭を自分で管理する力を措置解除前につける必要がある」。「貯金を持って措置解除されるが、数ヶ月でなくなる」ことが少なくなく、「1人暮らしをした時の金銭のイメージをつける必要がある」ことが示された。

③ <援助要請行動の最適化> (表3-2)

3つのコードが<援助要請行動の最適化>に収斂された。

「事前に伝えておくだけで吸収して、覚えてられる人ばかりではない。困った時に聞けるスキルが大切」、「スキルや方法論を磨くよりも、わからないことを教えて欲しいと相談できる力が必要」であるとし、リービングケアとして「信頼できる大人に相談ができる力を養う」、【相談ができる力の醸成】が示された。「頼ることが恥ずかしいことではないことを醸成する必要がある」が、そもそも、「困るということがどんなことかイメージできていない」ため、「必要に応じて代弁をするなどの機会をもち、相談できる力を醸成する必要がある」とされた。

このような、「相談できる力は、子どもが措置中にたくさん話を聞いてもらう経験」が必要であることが挙げられ、【子どもの話を聴く・話し合う機会】が示された。「暴言暴力の中で育ってきている子どもが、施設の中で大切にされる、話を聞いてもらえる機会を持つことが重要」であり、「子どもの意見を尊重しながら、大人も意見を伝え、一緒に考える機会が必要」であることが挙げられた。

また、【自己決定の機会と失敗・リカバリー体験】が必要であるとされた。「失敗を見込んで経験を措置中に実施」し、「失敗した後にどのように工夫できるかが大切」であり、「その失敗をどのくらい認められるか、本人が考える機会を持つことが必要」であることが示された。「安全基地があるうちに、探索行動ができていくことが大切」であり、「人を頼ることが悪いことではないこと、失敗しても良いことを理解できる支援」を重ねること。「失敗しないように、頑張りなさいいけないではなく、どのように調整してリスタートするのかを伝える支援」の必要性が示された。これらの実現には、「自己決定の機会を持つ」ことが必要で、施設の「ルールがあるからできないではなく、18歳より先を見越し、どうやったらできるのかを本人を主体と一緒に考える取り組みが必要」で、「失敗をする分成長は遅くなるかもしれないが、自分で選択する機会が大切」であることが挙げられた。

④ <多職種連携> (表3-3)

2つのコードが<多職種連携>に収斂された。リービングケアには、「施設として、地域との繋がりを作っていく」、【外部機関との連携】が必要である。ケアリーバーが必要とする支援に「具体的にどのような対応が適切なかの情報を他の機関に繋げる必要」があり、「それぞれの役割を理解して、課題解決に向けた対応が必要」である。例えば「法律がかかわることは、措置解除前から司法とも連携をしていく」など、「あらかじめ外部機関とケアリーバーに関する情報共有ができていく必要がある」ことが示された。「施設職員と支援コーディネーターが定期的に交流できる機会も必要」であり、「リービングケアの段階で、退所後に向けた会議をもち、そこに支援コーディネーターも参加できる仕組みが必要」であることが挙

表3-2 施設等が実施するリービングケアにおいて必要な支援

入 援 助 要 請 行 動 の 最 適 化 入	【相談ができる力の醸成】	「事前に伝えておくだけで吸収して、覚えてられる人ばかりではない。困った時に聞けるスキルが大切」(A)
		「頼ることが恥ずかしいことではないことを醸成する必要がある」(B) 「困るということがどんなことがイメージできていない」(B) 「必要に応じて代弁をするなどの機会をもち、相談できる力を醸成する必要がある」(B)
		「スキルや方法論を磨くよりも、わからないことを教えて欲しいと相談できる力が必要」(D)
		「信頼できる大人に相談できる力を養う」(E)
	【子どもの話を聴く・話し合う機会】	「相談できる力は、措置中にたくさん話を聞いてもらう経験」(D) 「暴言暴力の中で育ってきている子どもが、施設の中で大切にされる、話を聴いてもらえる機会を持つことが重要」(D) 「子どもの意見を尊重しながら、大人も意見を伝え、一緒に考える機会が必要」(D)
	【自己決定の機会と失敗・リカバリー体験】	「失敗を見込んで経験を措置中に実施」(A) 「失敗した後どのように工夫できるかが大切」(A) 「その失敗をどのくらい認められるか、本人が考える機会を持つことが必要」(A)
		「人を頼ることが悪いことではないこと、失敗しても良いことを理解できる支援」(A) 「失敗しないように、頑張らなきゃいけないではなく、どのように調整してリスタートするのかを伝える支援」(B)
		「自己決定の機会を持つ」(C)
		「安全地帯があるうちに、探索行動ができてることが大切」(F) 「ルールがあるからできないではなく、18歳より先を見越して、どうやったらできるのかを本人を主体に一緒に考える取り組みが必要」(F) 「失敗をする分成長は遅くなるかもしれないが、自分で選択する機会が大切」(F)

られた。

【措置解除後の支援先の紹介】が必要である。「アフターケアのメニューが増えてきているが、それが子ども本人に伝わっているかについて、施設間格差がある」状況。あらかじめ、「措置解除後に相談できる機関を本人に、措置中に伝えておくことが必要」である。「ケアラーが社会の大人に頼る、繋がるのは難しい。措置中から様々な大人と触れ合う機会が必要」であり、「地域に信頼できる大人がいることを、措置中に伝える、繋げておくこと」で、「外部の相談機関が、知らない人ではなく、知っている人になることで、相談がしやすくなる」と示された。「役所がどのような場所なのか、支援コーディネーターがどのような人なのか何をしてくれる人なのか、警察が何

をしてくれる人なのか、施設生活だけでは知り得ないことを、あらかじめ伝えておくことが必要」で、「今は困っていないかもしれないが、困った時に誰を頼ればいいのかということ伝えておく必要がある。本人が選択できる情報を提供する」必要性が挙げられた。

IV. 考察

本研究は、アフターケア事業所の相談員にインタビューを実施し、ケアラーの支援ニーズを踏まえた、施設等で必要なリービングケアについて示唆を得ることを目的とした。

本研究の結果ケアラーは、＜社会生活の不安

表3-3 施設等が実施するリービングケアにおいて必要な支援

▲ 多 職 種 連 携 ▼	【外部機関との連携】	「それぞれの役割を理解して、課題解決に向けた対応が必要」 (A) 「法律がかかわることは、措置解除前から司法とも連携をしていく」 (A)
		「具体的にどのような対応が適切なのかの情報を他の機関に繋 「施設として、地域との繋がりを作っていく」 (F)
	【措置解除後の支援先の紹介】	「今は困っていないかもしれないが、困った時に誰を頼ればい いのかということ伝えておく必要がある、本人が選択できる 情報を提供する」 (B)
		「役所がどのような場所なのか、支援コーディネーターがどの ような人なのか何をしてくれるの人なのか、警察が何をしてく れる人なのか、施設生活だけでは知り得ないことを、あらかじめ 伝えておく必要がある」 (B)
		「ケアリーバーが社会の大人に頼る繋がるのは難しい、措置中 から様々な大人と触れ合う機会が必要」 (C) 「地域に信頼がで きる大人がいることを、措置中に伝える、つなげておくこと」 (C) 「外部の相談機関が、知らない人ではなく、知っている人 になることで、相談がしやすくなる」 (C)
		「アフターケアのメニューが増えてきているが、それが子ども 本人に伝わっているかについて、施設間格差がある」 (F) 「措 置解除後に相談できる機関を本人に、措置中に伝えておくこと が必要」 (F)

定さ>、<生育歴に関する苦勞>、<援助要請行動の低さ>について支援ニーズを抱えていることが示唆された。

<社会生活の不安定さ>では、【金銭・契約トラブル】、【契約に関わる保証人】、【不安定な就労】、【生活保護受給】、【住居確保の困難さ】について苦勞があり、支援を必要としていることが示唆された。<生育歴に関する苦勞>では、【生い立ちの整理不足】、【家族との向き合い方】について苦勞があり、支援を必要としていることが示唆された。

<援助要請行動の低さ>では、【漠然とした不安とプレッシャー】、【変化する多様なニーズ】、【相談をする力の弱さ】、【相談できる存在の不在】について苦勞があり、支援を必要としていることが示唆された。これらは先行研究において、「生活費や学費のこと」、

「家族・親戚のこと」、「孤独感のこと」、「生い立ちがわからず、不安だった、周囲の人にも聞きづらかった」、「一般家庭がどのような生活をしているのか知らない」のでその不安や心配もわからなかった…普通

にいきていくのさえ難しかった」 「…全体的に未来のことが想像できなかった」など(三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2021)同様の観点が示されている。

また、援助要請行動に関することは、ケアリーバーへの調査において、施設職員の離職率の高さや、職員の多忙さ、ケアリーバー自身の心情など様々な要因から、施設への相談のしづらさがあることが示唆されている(片山 2018)。

これらの支援ニーズに対し、リービングケアにおいて子ども一人ひとりのアセスメントを行い、生い立ちの整理や家庭環境調整、生活スキル向上に関わる支援、措置解除後の就職先や進学先などとの連携、受援力の強化などニーズに応じた自立支援計画の作成を行うこと、その計画に基づいた積み上げの支援が必要となることが考えられる。

今回のインタビューで得られた、施設入所中に必要なリービングケアの категорияに沿って考察を行う。

1. <社会生活に必要なスキル>

<社会生活に必要なスキル>では、【生活スキル】、【行政制度・契約に関する知識】、【金銭管理】が必要であることが示唆された。

施設入所中の支援は、安心安全な日常生活を提供するインケアを実施しながら、子どもの年齢や発達段階、個別ケースの課題など様々な観点を踏まえたリービングケアが並行しながら実施される必要がある。社会的養護は、里親やファミリーホームといった家庭と同様の養育環境を優先し、施設を活用する場合においても、地域小規模児童養護施設などの良好な家庭的環境を優先することとなっている。家庭と同様の養育環境や良好な家庭的環境（以下、小規模地域分散化）の環境におけるケアワークを充実させることで、職員と一緒に食事の準備やおやつ作りができるといった、調理や食を通じた関わりが豊かに持てること、節電、節水の大切さが身近なこととして理解できること、近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学ぶことなど、一般家庭に近い生活体験を持ちやすく、社会生活に必要なスキルを身につけやすくと、先行研究で明らかにされている（みずほ情報総研株式会社 2017；こども家庭庁 2023；川上 2020a；川上 2020b；吉村 2019）。このように家庭に近い養育環境を提供していくことで、社会生活に必要なスキルの1つである、食事作りやゴミ出しなどの日常生活スキルは、インケアの中に溶け込んで実践的に取り組むことが可能になると考えられる。また、家庭に近い養育環境では、生活費の使い方などの金銭管理や行政制度の手続き、契約などを近くで見る、聞く、さらに意図的に一緒に行うことも可能となると考えられる。

これらのことから、リービングケアにおける<社会生活に必要なスキル>習得には、小規模地域分散化が一定の効果があるのではないかと考えられる。ただしハード面のみを変更するだけで、必要な支援が実施できるわけではないことに留意する必要がある。子どものケースに応じた生活スキル習得に向けた機会の提供や、金銭管理の機会、行政制度・契約に関する知識をアセスメントに基づいた自立支援計画に沿って提供する必要があると考える。

2. <援助要請行動の最適化>

<援助要請行動の最適化>では、【相談ができる力の醸成】、【子どもの話を聴く・話し合う機会】、【自己決定の機会と失敗・リカバリー体験】が必要であることが示唆された。

援助要請に関する研究では、「援助要請が受け入れられれば、その後に悩みを抱えた際にも援助要請をしようと思う」（後藤 2017：32）こと、「援助要請意図や態度を高めるために、援助要請が受け入れられる雰囲気や関係性を高める介入を行うことも有効」（後藤 2017：33）であるとされている。このような雰囲気や関係性を高めるためには、子どもと支援者との対話の時間や対話のしやすさも求められる。子どもの話を聴く機会を多く持つこと、子どもの希望やチャレンジしたいことに取り組む機会を持つこと、失敗をしてもリカバリーする体験を持つことなどを意図的かつ継続的に展開していく必要があると考える。

児童養護施設を利用している子どもを対象とした調査において、地域小規模児童養護施設で生活することにより、85.5%が「職員と話がしやすくなった」と回答している（吉村 2019）。このように小規模地域分散化の環境は、<援助要請行動の最適化>における工夫の1つであると考えられる。しかし、小規模地域分散化された環境があるだけで、援助要請行動が最適化されるわけではない。子どもが援助要請を受け入れられる経験を重ねるためには、子どもとの対話にかんするスキルの向上や、時間の確保が重要となると考える。一方で、小規模地域分散化の支援環境は支援者も孤立しやすい環境である。児童養護施設における小規模化や地域分散化は、子どもの養育やケアの困難さ、職員に対する支援の難しさ、地域社会との連携の難しさなどが挙げられており（みずほ情報総研株式会社 2020）、各施設において工夫を重ねていることが指摘されている（堀場 2022）。良好な家庭的環境であれば本体施設との連携を、家庭と同様の養育環境では、フォスタリング機関や児童相談所などとの連携を行うなど、支援者側の援助要請行動の最適化も重要であると考えられる。

3. <多職種連携>

<多職種連携>では、【外部機関との連携】、【措置解除後の支援先の紹介】が必要であることが示唆された。

リービングケアについて先行研究では、「社会的養護の単立った後の『関係性』『つながり』を継続させていくことの重要性と難しさが示唆された」とし、「スコットランドを含むイギリスでは、『relationship based approach』が、特に子ども家庭福祉分野では重要視」されていることを指摘している（伊藤 2021）。これにより、「準備性に欠けたまま大人になるのではなく、ゆっくりと穏やかに社会的養護から単立つことができるよう、ケアを離れる前の準備段階から継続的に行われていることを目指し…就学や就労といったライフチャンスを保障するための『移行期支援』を目的としている点が意義深い」（上村 2020）といった視点が重要になってくるのではないかと考えられる。

「全ての支援を社会的養護のもとで完結するのではなく、徐々に地域や社会との接点を増やし、本人が安心できる場を社会的養護の外に一つでも増やしていく視点が重要」（井出、佐藤 2023）とされるように、リービングケアは、離れる支援という概念ではなく、社会的養護以外の人や機関とも繋がりを形成する支援が重要であると考えられる。

4. <アセスメントに基づいた自立支援>

<アセスメントに基づいた自立支援>では、【生い立ちの整理・本人特性の理解】、【広義の家族再統合支援】、【退所後を見越した計画的な支援】、【リービングケアの一定の標準化】が必要であることが示唆された。

社会的養護における支援は実質的に有期限であり、その期限の間に社会生活等に必要なスキルを身につけるための支援や、就職等に向けた支援が求められる。先行研究においても、「年齢などの諸条件によって、当事者の意思やケアの必要性など総合的に捉えられないままに支援が終結してしまっている現実」（伊部 2022）が指摘されている。

しかし社会的養護を必要とする子どもは、生育歴の影響を受け多様な生きづらさを抱えていることが

多い。インケアと並行して実施するリービングケアでは、「単にキャリア教育を行うインプット型ではなく、やり取りを通じて彼らが青写真を主体的に描け、心理的自立を平行させられるような支援が望ましい」（樋口 2020）とされている。つまり、生い立ちやストレングスを踏まえた本人特性、家族が抱える苦労などについて包括的にアセスメントを行い、退所後を見越した支援を子ども本人と一緒に計画立てていくことが必要であると考えられる。

本研究において示唆された、<社会生活に必要なスキル>や<援助要請行動の最適化>の適切な支援の実施には<多職種連携>が不可欠である。多職種連携の視点も踏まえた支援を円滑に進めるには、ソーシャルワークの、アセスメントのあり方についての検討が必要（伊部 2022）であると示されている通り、この<アセスメントに基づいた自立支援>を計画的に実施していくことが基本となるのではないかと考える。

V. 本研究の限界と今後の課題

本研究は、研究対象者の語りを基に分析を行ったものである。研究対象者も6名と少人数である。そのため本研究の結果がすべてのケースに汎化できるものではない。また、自治体の面積や人口などの都鄙差、社会資源の量や質の差、自治体として提供している事業の差などを加味した分析ができていないことも課題である。

社会的養護は変革期であり、小規模地域分散化が進められているだけではなく、アフターケアに関する制度も社会的養護自立支援事業から、社会的養護自立支援拠点事業へと制度が変化している。このことにより、施設等とアフターケア事業所などとの連携にも変化がある可能性が考えられる。しかし、多様な生きづらさを抱えている当事者に対し、制度の変化による不利益があってはならない。このため、全国の児童養護施設やアフターケア事業所などに対するアンケート調査などによる量的な調査を通し、実践の状況や抱える課題について分析を必要がある。それにより、地域差や制度の影響を含む広範な実践状

況や課題を把握し、より汎用性の高い知見を得ることができ、インタビュー調査で得られた知見を補完し、支援の改善に向けたエビデンスの基盤を強化する基礎研究として重要であると考え。

謝辞

本研究は、日本学術振興会 科学研究費助成事業 基盤研究 (C) 21K01995 (「地域分散化時代を見据えた社会的養育のリービングケアとアフターケアのモデル開発」) の助成を受け実施しました。調査にご協力いただきました関係諸氏に深く感謝し御礼申し上げます。

文献

後藤綾文 (2017) 「第3章 子どもの援助要請」永井智・本田真大・飯田敏晴・ほか編『援助要請と被援助志向性生の心理学：困っていても助けを求められない人の理解と援助』金子書房, 24-36.

樋口亜瑞佐 (2020) 「社会的養護における進学支援」『愛知教育大学教育臨床総合センター紀要』10, 27-36.

堀場純矢 (2022) 「児童養護施設の小規模化による子ども・職員の変化と課題：労働組合の有無別・職階別のインタビュー調査から」『いのちとくらし研究所報』第77号, 51-61.

伊部恭子 (2022) 「社会的養護経験者の現在の暮らしにおける困難と支援課題：全国調査の自由記述回答からみえてきたこと」『社会福祉学部論集』18, 107-128.

井出智博・佐藤葵 (2023) 「社会的養護経験者が必要だと考える自立支援の内容一質的研究による探求」『子ども家庭福祉学』第23号, 1-13.

伊藤嘉余子 (2011) 「児童養護施設退所児童のアフターケアに関する研究—アンケート調査からの分析」『子ども家庭福祉学』(10), 35-45.

伊藤嘉余子 (2021) 「スコットランドにおける社会的養護経験者への自立支援」『社会問題研究』第70巻, 1-12.

上村千尋 (2020) 「英国のリービングケアにおける支援の継続性—社会的養護を離れる若者の選択の

権利と「つながり」の保障」『立命館産業社会学論集』第56巻第1号, 49-61.

片山寛信 (2018) 「児童養護施設のアフターケアのあり方：当事者の語りからの一考察」

『札幌大学女子短期大学部紀要』No. 66, 7-30.

川上知幸 (2020a) 「児童養護施設職員が抱える困難度小規模化の課題に関する一考察」

『名古屋短期大学研究紀要』第58号, 121-132.

川上知幸 (2020b) 「児童養護施設の小規模化が職員の間関係に与える影響」『保健の科学』第62巻, 第10号, 713-718.

こども家庭庁 (2023) 「社会的養護自立支援事業等」『社会的養育の推進に向けて』150.

こども家庭庁 (2024) 『児童養護施設入所児童等調査の概要 (令和5年2月1日現在)』

三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2021) 『児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査』

宮田暢子, 田中弘美 (2013) 「児童養護施設における児童の退所に関する取り組みの報告：全国調査の結果概要と自由記述回答の分析から」『国際経済労働研究』68 (11), 20-27.

みずほ情報総研株式会社 (2017) 『児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検討報告書』

みずほ情報総研株式会社 (2020) 『児童養護施設の小規模かつ地域分散化に関する調査研究報告書』

内閣官房孤独・孤立対策担当室 (2024) 『人々のつながりに関する基礎調査 (令和5年) 調査結果の概要』

櫻谷眞理子 (2014) 「児童養護施設退所者へのアフターケアに関する研究—社会的自立を支えるための施設職員の役割を中心に—」『立命館産業社会学論集』第49巻第4号, 139-149.

佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法—原理・方法・実践』新曜社.

吉村美幸 (2019) 「児童養護施設の小規模化への意向と課題：子どもの視点から」『日本の科学者』Vol. 8, 44-49.